



埼玉県のマスコット

『コハトン』

生活保護法

指定介護機関の手引



彩の国
埼玉県

目 次

第 1	指定介護機関の申請	1
第 2	指定を受けた後の届出事項	4
第 3	介護扶助の内容	5
第 4	介護報酬の請求手続	11
第 5	生活保護制度の概要	14
第 6	指定介護機関に関するよくある質問	16
資 料		
1	指定介護機関 指定申請書（届出書）等の記入例	22
2	介護券から施設サービス等介護給付費明細書への転記例	25
3	被保護者異動連絡表の送付	31
4	住宅扶助基準額（級地区分）	34
5	埼玉県内の福祉事務所一覧	35
6	生活保護法（抄）・生活保護法施行令（抄）・生活保護法施行規則（抄）	36
7	指定介護機関介護担当規程	43
8	生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する 同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬	44

【凡例】

福祉事務所	「市福祉事務所」及び「県福祉事務所」
国保連	「国民健康保険団体連合会」
要介護認定	「要介護認定」及び「要支援認定」
要介護状態等区分	「要介護状態」又は「要支援状態」
居宅介護サービス等	「居宅介護サービス」、「介護予防サービス」又は「介護予防・日常生活支援サービス」
居宅介護支援等	「居宅介護支援」、「介護予防支援」又は「介護予防・日常生活支援」
居宅介護支援事業者等	「居宅介護支援事業者」又は「地域包括支援センター」
ケアプラン	「居宅介護支援計画」、「介護予防支援計画」又は「介護予防ケアマネジメントに基づくプラン」
ケアマネージャー	「居宅介護支援専門員」又は「地域包括支援センターの保健師等」
被保護者	「現に保護を受けている者」
要保護者	「現に保護を受けている・いないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者」

第1 指定介護機関の申請

1 指定介護機関とは

生活保護の介護扶助のための介護を担当する機関は、国の開設した介護機関については厚生労働大臣の、その他の介護機関については、開設者の申請に基づき、事業所の所在地を所管する都道府県知事の指定を受けることとされています。この介護機関を「指定介護機関」といいます。

なお、生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険の指定・許可を受けた事業所・施設は、指定申請をしなくても生活保護法指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。ただし、この指定を受けたくない場合には、知事に「申出書」を提出します。

生活保護の介護扶助（居宅介護、（介護予防）福祉用具、（介護予防）住宅改修、施設介護、介護予防、介護予防・日常生活支援）は、現物給付（介護機関への委託）によって行うものとされており、
福祉事務所から介護機関に委託するに当たっては、知事（政令指定都市・中核市の場合は市長。以下同じ。）による介護機関の指定が必要となります。

2 指定申請方法

(1) 申請の受付

随時受付します。

- ◎月初めまでに提出された申請については、当月末に県社会福祉課において、指定の手続を行います。月途中で提出された申請については、翌月の手続となりますので、あらかじめ御承知ください。
- ◎被保護者の介護扶助費に係る国保連への請求は、「指定通知」が届いた日以降に可能となります。
- ◎介護機関の生活保護法による指定開始日（指定日）は、原則として申請書受理日となります。ただし、特段の事情を認めるときは、指定日を遡及する場合がありますので、福祉事務所に御相談ください。

(2) 申請書提出先

事業所の所在地を所管する福祉事務所（P.35 参照）

- ①市部は「市福祉事務所」
- ②町村部（郡部）は「県福祉事務所」

※地域密着型（介護予防）サービスは、介護保険法上の指定は市町村長が行いますが、生活保護法の指定は知事（さいたま市・川越市・越谷市・川口市は各市長）が行います。

(3) 提出書類

①「指定介護機関 指定申請書」

作成に当たっては、P.23「介護機関指定申請書の記載上の留意点」を参考にしてください。

※介護機関の所在地がさいたま市、川越市、越谷市及び川口市の場合は、申請書の様式が異なります。

申請書の様式等は各市へお問い合わせください。

(4) 指定の通知

県社会福祉課から開設者あて（事業所あての送付ではないので御留意ください）に指定通知を郵送するとともに、埼玉県報に告示します。

(5) 留意事項

① 介護老人福祉施設等のみなし指定

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームは、介護保険法の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設の指定があったときに、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。これを「みなし指定」といいます。したがって、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、指定介護機関の指定申請は不要です。

ただし、これらの施設に併設して行われる居宅サービス等については、別途指定申請が必要となります。

② 介護保険法でみなし指定されたサービスの指定申請

介護保険法では、健康保険法の指定を受けた保険医療機関、保険薬局や介護保険法の指定を受けた介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設については、居宅サービス等の一部がみなし指定となります。

生活保護法では、介護保険法でのみなし指定が平成26年7月1日以降であれば、指定申請をしなくても生活保護法指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

③地域密着型（介護予防）サービス（地域包括支援センター含む）

介護保険法上の指定は市町村長が行いますが、生活保護法の指定は知事が行います。

④介護保険法における指定更新制度との関係

介護保険法では6年ごとに更新申請が必要となりますが、生活保護法においては、更新制度はありません。

しかしながら、介護保険法に基づく指定が更新されなかった場合には、生活保護法において、指定基準を満たさないこととなりますので、生活保護法による指定の効力も失われることとなります。

3 指定介護機関となった場合

(1) 介護報酬の支払

介護保険と同様に、埼玉県国民健康保険団体連合会を通して介護報酬の支払いを一括して受けられます。

(2) 指定の効力

指定介護機関の効力は全国に及びます（地域密着型も同様*です）。

※ 生活保護法の指定の効力は全国に及びますが、指定介護機関への委託は、介護保険において保険給付の対象となる場合に限られます（原則として地域密着型サービスは、他市町村の被保険者は当該サービスを利用することはできません）。

被保険者以外の者（介護扶助 10 割の者）についても、介護扶助は介護保険相当のサービスを行うものであることから、介護保険被保険者と同様に取り扱います。

(3) 提供義務

福祉事務所から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒むことはできません。

4 指定介護機関の指定基準

生活保護法の指定介護機関は、次の（１）から（５）の要件を満たす場合に知事が指定します。

(1) 介護保険法の指定（許可）を受けていること

※ 基準該当事業者は介護保険法の指定を受けていないことから、指定は認められません。このため、個人の医療機関が介護サービスを行う場合を除き、事業者は法人であることが必要となります。

(2) 介護扶助のための介護について理解を有していると認められること

(3) 「指定介護機関介護担当規程」（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 191 号）及び「生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（平成 12 年 4 月 19 日厚生省告示第 214 号）に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること

※ 食事及び居住費（滞在費）の負担限度額は「利用者負担第 1 段階」が適用されます。

介護保険法で規定する基準費用額を超える提供はできません。

また、特定入所者介護サービス費が事業者に支給されている場合は、負担限度額を超えた額の請求はできません。

※施設介護サービスの場合、ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室は、負担限度額が発生する場合には、原則として利用を認められません。

(4) 生活保護法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、取消しの日から 5 年以上経過していること

※ 生活保護法による指定取消しと同じ事由により介護保険による指定（許可）が取り消された場合であって、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定（許可）がなされた時は、5 年以上経過していなくても指定できます。

(5) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること

※ 生活保護法指定介護機関の指定対象となる家賃相当の利用料は、原則、住宅扶助基準額を適用しています。

※ ただし、被保護者の入所に際して、福祉事務所が真にやむを得ないと認めるものについては、特別基準額（住宅扶助基準額の 1.3 倍額）の範囲内で入居可能な場合に適用します。

5 申請手続の案内

埼玉県ホームページにおいて、次の内容を掲載しておりますので、御活用ください。

埼玉県ホームページのアドレス [http://www.pref.saitama.lg.jp/] ⇒ 健康・福祉 ⇒ 生活福祉 ⇒ 生活保護 ⇒ 介護扶助 ⇒ 指定機関（介護）の指定申請書等届出様式【生活保護法・中国残留邦人等支援法】 [http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/kaigohujyo/yoshiki2.html]
①申請書・各届出書等のダウンロード ②届出事項 ③届出先の福祉事務所一覧

第2 指定を受けた後の届出事項

届 出 事 項	届出書類
①介護機関（ <u>主たる事務所</u> ）の名称（医療機関の規模変更含む）に変更があったとき ----- ②介護機関（ <u>事業を行う事業所</u> ）の名称（医療機関の規模変更含む）に変更があったとき ----- ③介護機関（ <u>主たる事務所</u> ）の所在地（住居表示、地番整理等の変更含む）に変更があったとき ----- ④介護機関（ <u>事業を行う事業所</u> ）の所在地（住居表示、地番整理等の変更含む）に変更があったとき ----- ⑤介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称に変更があったとき ----- ⑥介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所に変更があったとき ----- ※ 他市町村へ所在地変更の場合は、変更前の所在地を所管する福祉事務所に変更届出書を提出する（指定する者が変更（知事⇔市長）となる場合は「廃止届出書」）。	変更届出書
⑦介護機関を休止したとき	休止届出書
⑧介護機関の開設者を変更（交代、個人⇔法人 等）したとき （吸収、対等合併による法人の消滅を含む。また、有限会社⇔株式会社の場合で単なる組織変更の場合は、法 人格が同一のため廃止届出書は不要） ----- ⑨介護機関の開設者（個人）が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき ----- ⑩介護機関を廃止したとき ----- ⑪指定されているサービスの一部を廃止したとき （この場合、廃止の理由欄に廃止するサービスの種類を併せて記載） ----- ⑫介護機関の移転により、介護保険事業所番号に変更があったとき （医療機関（訪問看護ステーションも含む）の移転に伴う介護保険事業所番号の変更の際も、 指定介護機関の廃止届出書の提出が必要）	廃止届出書
⑬介護機関の移転により、指定する者（知事・市長）に変更があったとき （知事[さいたま市・川崎市・越谷市・川口市以外]⇔市長[さいたま市⇔川崎市⇔越谷市⇔川口市]）	
⑭休止していた介護機関を再開したとき	再開届出書
⑮生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑯生活保護法による指定を辞退しようとするとき（ <u>30日以上</u> の予告期間が必要）	辞退届出書

指定介護機関となった後は、生活保護法施行規則第 14 条及び第 15 条の規定に基づき、その届出を行うに至った事由が発生した日から 10 日以内に、介護保険に準じて届出をしてください。

特に介護保険事業者番号が変わった場合は、届出がないと介護報酬の請求ができなくなりますので、所定の変更届出書にその旨を記載してください。

届出先は、指定申請同様、事業所の所在地を所管する福祉事務所です。

第 3 介護扶助の内容

1 介護扶助の対象者及び負担割合

生活保護受給者のうち、介護保険制度の審査判定で要介護状態又は要支援状態と認定された者及び基本チェックリストに該当する者が介護扶助の対象となります。

介護保険の被保険者であるか又は被保険者でないかで次のとおり 3 つに区分されます。

なお、介護保険の被保険者の場合は、介護保険の給付が行われます。このため、生活保護の補足性の原理により、介護保険給付が優先し、介護保険給付の行われない自己負担相当額のみが介護扶助の対象となります。

また、介護保険の被保険者以外の者の場合は、障害者施策等の他法・他施策による給付を優先して活用し、不足分や活用できない等の場合が介護扶助の対象となります。

《介護サービス費の介護扶助負担割合》

【第 1 号被保険者】 市町村の区域内に住所を有する <u>65 歳以上の者</u> (生活保護受給者でも被保険者となります)	介護保険 90% (9 割)	介護扶助 10% (1 割)
【第 2 号被保険者】 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の <u>医療保険(社会保険)加入者*</u> で、加齢に伴う特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護保険 90% (9 割)	介護扶助 10% (1 割)
【被保険者以外の者】 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の <u>医療保険未加入者*</u> で、加齢に伴う特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護扶助 100% (10 割)	

※国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康保険の被保険者から除かれる【国民健康保険法第 6 条】ため被保険者以外の者となります。

2 介護扶助の範囲

介護保険の給付対象となる介護サービスと原則的には同範囲です。

【要介護状態の者に対する給付】	
①	居宅介護（要介護状態の者に対する訪問・通所サービス等、地域密着型サービス含む）
②	福祉用具の購入（入浴や排泄に用いる福祉用具等）
③	住宅改修（手すりの取付け等）
④	施設介護（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、 介護療養型医療施設）
【要支援状態の者に対する給付】	
⑤	介護予防（要支援状態の者に対する訪問・通所サービス等、地域密着型サービス含む）
⑥	介護予防福祉用具の購入（要介護状態の者と同範囲）
⑦	介護予防住宅改修（要介護状態の者と同範囲）
【要支援状態の者及び基本チェックリスト該当者に対する給付】	
⑧	介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービス）
【要介護状態・要支援状態の者及び基本チェックリスト該当者に対する給付】	
⑨	移送（施設への入退所などの保険給付に含まれない最小限度の実費）

3 介護扶助の方法

介護扶助は、現物給付（介護機関への委託）によって行います。この給付は、介護券を指定介護機関に発行することにより行います。

なお、福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）、住宅改修（介護予防住宅改修）及び移送費等については、原則、金銭給付（被保護者に対して交付）によって行います。

また、介護予防・生活支援サービスについては、指定事業者から提供される場合は現物給付、指定事業者以外から提供される場合は金銭給付によって行います。

現物給付により行う介護扶助に係る費用の支払については、国民健康保険団体連合会（国保連）に委託しています。
このため、介護扶助費の指定介護機関への支払は、一部の例外を除き、国保連が行います。
なお、介護券の「本人支払額」欄に金額の記載がある場合は、その額を被保護者本人から徴収してください。
◎介護保険の被保険者 （介護扶助1割給付の者） 介護サービス費の1割相当（自己負担部分）、施設入所の食費の負担限度額相当分
◎被保険者以外の者である被保護者 （介護扶助10割給付の者） 介護サービス費の全額、施設入所の食費の基準費用額相当分、施設入所（原則として多床室のみ）の居住費の基準費用額相当分

4 介護方針及び介護報酬

介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によることとされています。

ただし、生活保護の規定として、次の規定が定められております。

「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（P.44参照）

概要は次のとおりです。

①食事及び居住費（滞在費）の負担限度額

生活保護受給者は利用者負担第1段階が適用されますので、確認の上、請求してください。

②食費・居住費（滞在費）の取扱

介護保険法で規定する基準費用額を超える提供はできません。

特定入所者介護サービス費が事業者に支給されている場合は、負担限度額を超えた額の請求はできません。

③個室の取扱（施設入所に限る）

ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室は、負担限度額が発生する場合には、原則として利用を認めておりません。

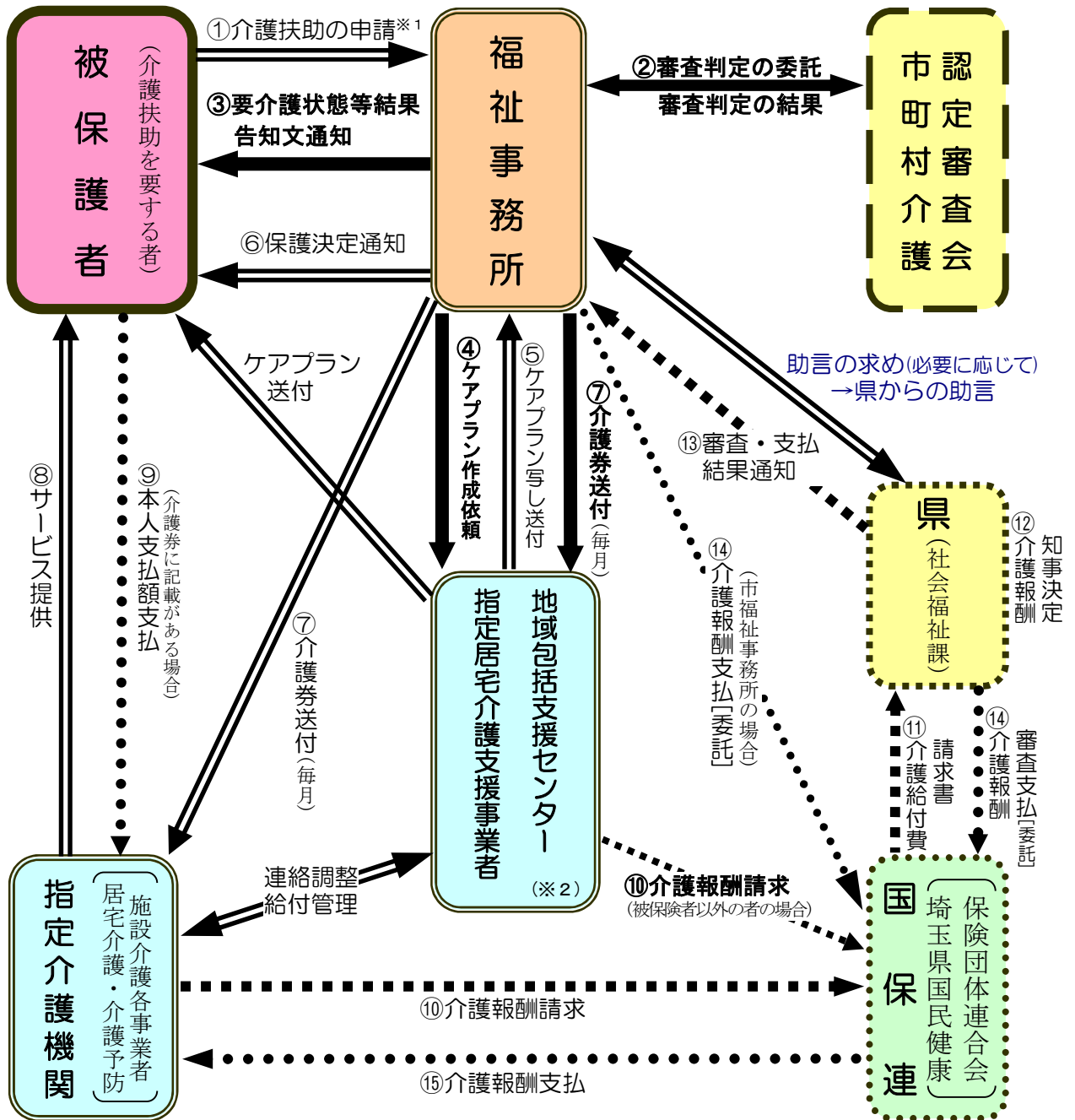
ただし、既入所者が要保護状態になった場合等で、福祉事務所が例外的に入所を認める場合は、事務所から負担限度額相当分を支払います。

従来型個室のうち特別の居室等は、「特別の居室」等であることによる追加費用が発生しない場合には、従来型個室と同じ扱いにします。

※ショートステイの場合には負担限度額を被保護者が自己負担する場合には滞在を認めています。

5 介護扶助の実施方式

介護扶助は、次のフロー図等において示された手続きが行われます。なお、総合事業による介護予防・日常生活支援サービス事業の実施方法は各市町村により異なるため、事務処理の流れは各市町村に確認してください。



1	被保険者（介護扶助1割）については、介護保険における要介護認定、ケアプラン作成の手続きが行われていることを前提としています。
2	施設サービスの場合、指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに係る手続きは対象外です。
3	◄◄②③④⑦は、被保険者以外の者（介護扶助10割給付の者）のみに係る手続きです。 （被保険者は介護保険で手続きを行うため不要）

6 介護扶助の申請

介護扶助は被保護者（要保護者）からの申請に基づき決定されます。

したがって、介護扶助を受けようとする者は、介護保険の被保険者であっても、所管の福祉事務所に介護扶助の申請をしなければなりません。

また、介護サービス種類の追加や削除等の場合にも、所管の福祉事務所に介護扶助の変更申請をしなければなりません。

7 ケアプランの作成

介護扶助による居宅介護・介護予防の範囲は、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが作成したケアプラン（居宅介護支援計画・介護予防支援計画）に基づき行うものに限られます。

このため、介護扶助を開始及び変更（介護サービス種類の追加や削除等を含む）するに当たっては、ケアプランが作成されていることが条件となり、福祉事務所では、作成したケアプランの写しが必要となりますので、御協力をお願いします。

なお、ケアプランの作成に当たっては、必ず、区分支給限度額の範囲内で作成するようにお願いします。

区分支給限度額を超えるサービスは、被保護者本人の希望であっても、介護扶助の対象となりませんので、サービス事業者に対しても、徹底されるようお願いいたします。

介護保険の被保険者（介護扶助1割給付の者）

介護扶助の申請は、被保護者（要保護者）が「ケアプランの写し」を添付して行うことが原則となっています。

しかしながら、要保護者からの提出を待っては、保護の迅速かつ的確な決定に支障が生じるおそれがある場合には、本人の同意を得た上で、福祉事務所が指定居宅介護支援事業者等から直接交付を求める手続を行いますので、御協力をお願いします。

この手続については、(P. 31「被保護者異動連絡表の送付」)を参照してください。

被保険者以外の者（介護扶助10割給付の者）

ケアプランの作成は、福祉事務所が指定介護機関への介護扶助の委託として行いますので、作成したケアプランの写しを、福祉事務所に提出してください。

8 介護券

福祉事務所では、要介護認定結果及びケアプラン[居宅介護・介護予防の場合]に基づき、被保護者（要保護者）から申請された日以降に介護扶助の給付を決定します。

介護扶助を決定した場合には、（介護予防）福祉用具の購入、（介護予防）住宅改修及び移送を除いて、その都度、暦月を単位として「介護券」を指定介護機関に対して直接送

付します。

介護券は、福祉事務所が介護扶助の委託を決定した証明であり、介護扶助の対象者名、有効期間、本人支払額等が記載されています。

下記の点に留意の上、介護券を取り扱っていただくようお願いします。

① 介護給付費明細書の作成の際は、介護券で必要事項を確認の上、作成してください。

② 「本人支払額」欄に金額の記載がある場合は、その額を被保護者本人から徴収してください(P. 32「介護券から施設サービス等介護給付費明細書への転記例」参照)。

生活扶助等の基準額よりも収入認定額が多いため、その部分が介護に必要な費用に充当されます。この額を「本人支払額」といいます。医療費がある場合でも、介護費が優先して充当されます。

③ 介護券は、福祉事務所が介護給付費公費受給者別一覧表（国保連において、審査支払済みの介護給付費明細書等の内容を公費ごと、受給者ごとに一覧表にしたもの）を点検するに際して、指定介護機関に確認等の照会が必要となることがあります。

福祉事務所の過誤申立等の消滅時効が5年であることから、請求後5年間は保管するようお願いします。その後は、指定介護機関において処分をしてください（個人情報が含まれるため、焼却処分又はシュレッダーによる処分をお願いします。）。

④ 県福祉事務所が発行している生活保護の介護券(P. 33「連名介護券」参照)は、最大5人記載の連名様式です。記載されている被保護者が、利用していない場合には、発行した県福祉事務所まで御連絡ください。

9 県による指定介護機関個別指導

指定介護機関に県（社会福祉課等）の職員が出向いて、被保護者に対する適切な処遇の確保や福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制の確保を目的として、懇談指導させていただきます。

当日は、被保護者の介護サービスの給付状況等について、介護記録その他の帳簿書類等を閲覧や施設を見学させていただきながら進めます。

なお、実施に当たっては事前に日時等について、介護機関の御都合を伺った上、文書で通知しますので、御協力をお願いします。

第4 介護報酬の請求手続

福祉事務所が被保護者に対して介護扶助を決定した場合には、その都度、暦月を単位として「介護券」を指定介護機関に対して直接送付します。

介護券に基づいて、介護給付費明細書に請求内容を記載して、翌月10日までに国保連に提出してください。

食費・居住費(滞在費)については、最小限度の介護サービスとして、自己負担部分の一部を生活保護の介護扶助から給付します(「4 食費及び居住費(滞在費)の取扱」参照)。この費用についても、福祉事務所から直接支払う費用を除き、国保連から支払われます。

1 介護報酬請求書等の様式

介護保険と同様の様式(介護給付費明細書)を使用してください。

「介護券」(P.33参照)から「施設サービス等介護給付費明細書(介護福祉施設サービス)」への転記例については、転記例(P.32参照)を御覧ください。

ただし、食費・居住費(滞在費)の一部で、福祉事務所から直接支払するものについては、福祉事務所から送付された請求書を使用してください。

2 介護報酬の請求先

介護報酬の請求先は、介護保険と同様に、事業所・施設の所在地の国保連です。

また、介護報酬の支払われる時期及び方法等も介護保険と同様です。

ただし、次のものについては、**直接、福祉事務所に請求**してください。

介護保険の被保険者 (生活保護の介護扶助1割給付の者) ◎福祉事務所が多床室以外の利用を例外的に認めた場合の居住費(負担限度額)
被保険者以外の者 (生活保護の介護扶助10割給付の者) ◎福祉事務所が多床室以外の利用を例外的に認めた場合の居住費 ◎ショートステイに滞在した場合の特定入所者介護サービス費相当分の食費及び滞在費 ※請求時期は、国保連と同様にお願いします。
※円滑な支払のため、請求書には国保連に提出した明細書を添付してください。

3 介護給付費明細書の作成上の注意

介護給付費明細書の作成は、概ね介護保険と同様ですが、次の点に注意してください。

◎介護報酬は介護券に記載されている「有効期間」内の介護サービス分のみを公費分(生活保護の対象)として請求してください。
◎介護給付費明細書の作成の際は、介護券で必要事項を確認の上、作成してください。
◎「本人支払額」欄に金額が記載されている場合は、その額を 本人に請求 してください。 介護給付費明細書には、本人支払額を利用者負担額として記載してください。
介護保険の被保険者 (生活保護の介護扶助1割給付の者) 介護サービス費の利用者負担額は15,000円までとなります。 15,000円を超えている額は、施設サービスの食費・居住費となります。
被保険者以外の者 (生活保護の介護扶助10割給付の者) 介護サービス費の利用者負担は介護券に記載されている金額となります。

4 生活保護制度における食費及び居住費（滞在費）の取扱

概要については、「生活保護制度における食費・居住費（滞在費）の取扱（P. 13 参照）を御覧ください。

施設介護サービスとショートステイとでは、取扱いが異なりますので御留意ください。

(1) 施設介護サービス（特養・地域密着型特養・老健・療養型）

介護保険の被保険者 （介護扶助1割給付の者） 負担限度額の範囲内の額を介護扶助で給付します。
◎食費は、1日当たり300円以内（負担限度額）です。
◎居住費は、負担限度額相当の金額の範囲内です。 ※個室等については、原則として利用は認めておりません。 ただし、福祉事務所が <u>多床室以外</u> の利用を例外的に認めた場合の費用は、 <u>福祉事務所に直接請求</u> してください。
被保険者以外の者 （介護扶助10割給付の者） 特定入所者介護サービス費相当と、負担限度額の合計を介護扶助で給付します。
◎食費は、1日当たり1,445円以内（基準費用額）です。
◎居住費は、1日当たり特養・地域密着型特養は855円以内、老健・療養型は377円以内（いずれについても多床室の場合：基準費用額）です。 ※個室等については、被保険者と同様に、原則として利用は認めておりません。 ただし、福祉事務所が <u>多床室以外</u> の利用を例外的に認めた場合の費用は、 <u>福祉事務所に直接請求</u> してください。

(2) ショートステイ（（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護）

介護保険の被保険者 （介護扶助1割給付の者） 介護扶助による給付はありません。
◎食費の負担限度額は、本人支払です（利用者の自己負担となります）。
◎滞在費の個室等の負担限度額は、本人支払です（利用者の自己負担となります）。
被保険者以外の者 （介護扶助10割給付の者） 特定入所者介護（支援）サービス費[補足給付]に相当する部分を介護扶助で給付します。
◎食費は、1日当たり1,145円以内（特定入所者介護サービス費相当分）です。 この費用は、 <u>福祉事務所に直接請求</u> してください。 ※負担限度額は、本人支払です（利用者の自己負担となります）。
◎滞在費は、特定入所者介護サービス費相当の金額の範囲内です。 この費用は、 <u>福祉事務所に直接請求</u> してください。 ※負担限度額は、本人支払です（利用者の自己負担となります）。

(3) 個室の取扱（施設サービスの場合）

ユニット型個室、ユニット型準個室、「特別の居室」等以外の従来型個室の場合は、負担限度額相当の居住費が発生する場合には、原則として利用は認めておりません。

ただし、施設に入所中の者が、次に該当する場合には、例外的に入所を認めることとし、転所までの間、居住費の負担限度額までの金額を福祉事務所払いで給付します

◎既に介護保険施設に入所し、個室等（特別な居室を除く。）を利用している者が、被保護者になった場合

◎被保護者が入所中の介護保険施設の居室が、個室等に改築・改修された場合

なお、従来型個室のうち特別な居室等は、「特別な居室」等であることによる追加費用が発生しない場合には、従来型個室と同じ扱いにします。

生活保護制度における食費・居住費（滞在費）の取扱 (ここに掲載されている、負担限度額及び基準費用額を超える支払を受けることはできません)

1 介護保険の被保険者（生活保護の介護扶助1割給付の者）

(特定入所者介護サービス費[補足給付]は、介護保険の被保険者から支払います。)

項目	区分	負担限度額	特定入所者介護サービス費(補足給付)	基準費用額(範囲内義務)	施設(特養・老健・療養型)介護扶助費による支給	1日の生保負担上限	ショートステイ(短期入所・短期療養)介護扶助費による支給	生保負担支払方法	1日の生保負担上限
食費		300	1,145	1,445	負担限度額 国保連	300	給付なし	利用者負担	0
居住費	多床室(特養・地域密着型特養)	0	855	855	給付なし	0	給付なし	(保険者負担)	0
	〃(老健・療養型)	0	377	377	給付なし	0	給付なし	(保険者負担)	0
(滞在費)	従来型個室(特養・地域密着型特養)	320	851	1,171	負担限度額 ※例外的対応の場合に支払	0	給付なし	(保険者負担)	0
	〃(老健・療養型)	490	1,178	1,668	負担限度額 ※例外的対応の場合に支払	0	給付なし	負担限度額については自己負担で対応なし	0
	ユニット型準個室	490	1,178	1,668	負担限度額 ※例外的対応の場合に支払	0	給付なし	負担限度額については自己負担で対応なし	0
	ユニット型個室	820	1,186	2,006	負担限度額 ※例外的対応の場合に支払	0	給付なし	負担限度額については自己負担で対応なし	0

負担限度額が生じない場合 ↑ 例外的対応の場合の負担上限

2 介護保険の被保険者以外の者（生活保護の介護扶助10割給付の者）

(介護保険の特定入所者介護サービス費[補足給付]相当分は、介護扶助費として支払います。施設の場合、負担限度額相当分と併せて支払います。)

項目	区分	負担限度額相当	特定入所者介護サービス費(補足給付)相当	基準費用額(範囲内義務)	施設(特養・老健・療養型)介護扶助費による支給	1日の生保負担上限	ショートステイ(短期入所・短期療養)介護扶助費による支給	生保負担支払方法	1日の生保負担上限
食費		300	1,145	1,445	基準費用額 国保連	1,445	補足給付相当分	事務所	1,145
居住費	多床室(特養・地域密着型特養)	0	855	855	基準費用額 国保連	855	補足給付相当分	事務所	855
	〃(老健・療養型)	0	377	377	基準費用額 国保連	377	補足給付相当分	事務所	377
(滞在費)	従来型個室(特養・地域密着型特養)	320	851	1,171	補足給付相当分 ※負担限度額相当分が生じない場合	851	補足給付相当分	事務所	851
	〃(老健・療養型)	490	1,178	1,668	基準費用額 ※例外的対応の場合に支払	1,178	補足給付相当分	負担限度額については自己負担で対応なし	1,178
	ユニット型準個室	490	1,178	1,668	基準費用額 ※例外的対応の場合に支払	1,178	補足給付相当分	負担限度額については自己負担で対応なし	1,178
	ユニット型個室	820	1,186	2,006	基準費用額 ※例外的対応の場合に支払	1,186	補足給付相当分	負担限度額については自己負担で対応なし	1,186

負担限度額相当分が生じない場合 ↑ 例外的対応の場合の負担上限

ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室は、利用者負担（負担限度額）が生じる場合には、例外的対応を除き利用を認めません。
『※例外的対応（施設入所に限る）』

既入所者が要保護状態になった場合等で、福祉事務所が例外的に入所を認める場合は、事務所から負担限度額相当分を支払います。

ショートステイの食費・滞在費の利用者負担（負担限度額）は、利用者の自己負担となります。別途、本人に請求してください。

第5 生活保護制度の概要

1 生活保護の基本原則及び制度の原則

日本国憲法では、国民に基本的人権の一つとして生存権を保障しており、憲法第25条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。

生活保護制度は、憲法によって保障される生存権を具現化する制度として、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、国民の「最低限度の生活」を保障する最後のよりどころとしての役割を果たしています。

保護の決定と実施に関する事務は、埼玉県では、県及び各市が設置する福祉事務所でを行っています。

なお、政令市であるさいたま市及び中核市である川越市・越谷市・川口市については、各市が独自で保護の決定と実施に関する事務を行っています。このため、申請書等の取扱いを含めた手続きについては、さいたま市・川越市・越谷市・川口市に御確認ください。

(1) 生活保護制度の基本原則

国家責任による最低生活保障の原理 (生活保護法第1条)	生活に困窮するすべての国民の保護を、国がその直接の責任において実施します。
無差別平等の原理 (生活保護法第2条)	この法律の定める要件を満たす限り、すべての国民がこの法律による保護を受けることができます。
健康で文化的な最低生活保障の原理 (生活保護法第3条)	健康で文化的な最低限度の生活水準の維持を保障します。
保護の補足性の原理 (生活保護法第4条)	生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力等を活用し、また、他の制度による給付を受けてもなお満たされない部分について必要な保護を行います。

(2) 生活保護制度の原則

申請保護の原則 (生活保護法第7条)	保護は、保護を必要とする者(要保護者)、その民法上の扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始します。
基準及び程度の原則 (生活保護法第8条)	厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行われます。
必要即応の原則 (生活保護法第9条)	要保護者の年齢、健康状態等の事情を考慮し、個々の要保護者の実情に即した有効適切な保護を行います。
世帯単位の原則 (生活保護法第10条)	保護は、世帯単位で保護の要否や程度を判定して実施します。

2 生活保護の種類と方法

次の8種類です。

種類	内容	方法
生活扶助	衣食その他日常生活に必要な費用	金銭給付
教育扶助	義務教育に必要な学用品、教材費等の費用	金銭給付
住宅扶助	家賃、地代、住宅補修等に必要な費用	金銭給付
医療扶助	医療に必要な費用（国民健康保険の例による）	現物給付
介護扶助	介護に必要な費用 （介護保険の例による）	現物給付
出産扶助	出産に必要な費用	金銭給付
生業扶助	生業や技能修得に必要な費用	金銭給付
葬祭扶助	葬祭に必要な費用	金銭給付

※ 医療扶助及び介護扶助は、被保護者の医療及び介護を指定機関に委託して行う現物給付（サービスそのものの給付）を原則としています。

その他の扶助は、金銭給付を原則としています。

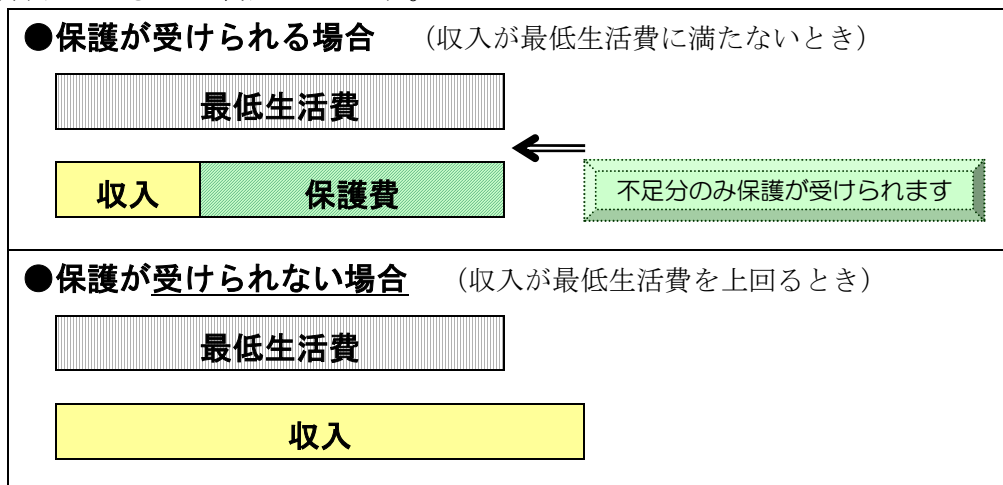
なお、本人に年金等の収入がある場合には、保護の補足性の原理から、医療費・介護費の一部を「本人支払額」として、被保護者本人が負担することがあります。

3 生活保護の要否

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合に保護が決定され、その不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などをもとに、国で決めた基準（生活保護法による保護の基準）により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したもので判定されます。



第6 指定介護機関に関するよくある質問

「第1 指定介護機関の指定申請」に関するよくある質問

1	介護保険法の指定を受けていますが、改めて生活保護法の申請が必要ですか？	<p>被保護者に介護サービスを提供する場合は、生活保護法による介護機関の指定申請が必要となります。</p> <p>ただし、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた事業所については、生活保護法の指定もみなしで行われるため、申請は不要です。</p>			
2	医療機関なので、介護保険法では「みなし指定」となるはずですが、改めて生活保護法の申請は必要ですか？	<p>平成26年7月1日よりも前にみなし指定を受けた医療機関については、生活保護法では「みなし指定」の適用はありません。このため、指定申請が必要となります。</p> <p>平成26年7月1日以降に介護保険法のみなし指定を受けた医療機関については、生活保護法の指定もみなしで行われるため、申請は不要です。</p>			
3	介護保険法では6年ごとに更新申請が必要ですが、生活保護法でも同様に更新申請が必要ですか？	<p>生活保護法では更新制度はありません。</p> <p>しかしながら、介護保険法に基づく指定が更新されない場合には、指定基準を満たさないことになることから、生活保護法による指定については、廃止(辞退)をしてもらうことになります。</p>			
4	指定申請書はどこに提出すればよいですか？	<p>所在地の福祉事務所に提出してください。</p> <p>指定の事務は県社会福祉課が行いますが、介護事業者を指定するに当たって、所在地の福祉事務所に意見を聴いています。</p> <p>また、認知症対応型共同生活介護などの場合には、入居に係る利用料が、住宅扶助により入居できる額の基準内であるかを確認しています。このため、事務の効率化などの観点から、条例により所在地の福祉事務所で書類を受理することとしています。</p> <p>[※介護保険法では窓口が異なりますので、御留意ください。]</p>			
5	事業所所在地がさいたま市・川越市・越谷市・川口市にあります。知事が指定を行うのですか？	<p>さいたま市は政令指定都市であり、川越市・越谷市・川口市は中核市であることから、それぞれの市長が指定を行います。</p>			
6	地域密着型サービスについても知事が指定を行うのですか？	<p>生活保護としての指定は、地域密着型(介護予防)サービスとして区分しておりませんので、指定は知事(さいたま市・川越市・越谷市・川口市は各市長)が行います。</p>			
7	指定申請はいつ行えばよいのですか？また、指定手続の流れはどうなっていますか？	<p>受付は随時行っています。</p> <p>前月末までに提出された申請は、当月末に指定手続を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 月初めまで ・福祉事務所に申請書提出 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 当月末 ・県が指定・告示 ・県から申請者へ指定通知(指令書送付) </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 翌月初 ・国保連へ介護報酬請求可能 </td> </tr> </table> </div>	月初めまで ・福祉事務所に申請書提出	当月末 ・県が指定・告示 ・県から申請者へ指定通知(指令書送付)	翌月初 ・国保連へ介護報酬請求可能
月初めまで ・福祉事務所に申請書提出	当月末 ・県が指定・告示 ・県から申請者へ指定通知(指令書送付)	翌月初 ・国保連へ介護報酬請求可能			
8	介護保険法の指定申請は既に行っています。まだ、介護保険の指定通知が来ていませんが、申請して良いのでしょうか？	<p>介護保険法の指定の前でも申請の受付をします。</p> <p>ただし、介護保険法の指定のあった日が、生活保護法による指定日となります。</p>			
9	指定申請が遅くなりました。この場合、生活保護による指定日を遡ることはできますか？	<p>生活保護法による指定日は、原則として申請書受理日となります。ただし、特段の事情を認めるときは、指定日を遡及する場合がありますが、単純に申請漏れの場合には適用なりません。このため、遡及が必要な場合は、提出する福祉事務所に相談してください。</p> <p>なお、3か月を超える遡及を願い出る場合は、県社会福祉課まで相談してください。</p>			

10	指定通知が届いていないのですが、被保護者に介護サービスを提供して良いのでしょうか？	介護保険法の指定があれば、申請日から、介護サービスを提供することができます。 なお、国保連への請求については、県社会福祉課から指定通知が届いてから請求が可能となります。
11	事業所の開設者も所在地も同じなので、一枚の申請書で指定申請をして良いのでしょうか？	介護保険事業者番号が異なる場合は、別事業所扱いとなりますので、介護保険事業者番号ごとに指定申請が必要となります。
12	訪問介護については、生活保護法の指定を受けていました。この度、通所介護を開設します。次の場合、どのような申請が必要ですか？ ①サービス毎に介護事業者番号が別番号になる。 ②介護事業者番号が同じになる。	①②のいずれの場合にも、 <u>新規の指定申請</u> が必要となります。
13	申請書類は所定の様式で提出しなければいけないのでしょうか？	必要事項を確認する必要があるため、所定の様式で提出してください。
14	申請書はどこで入手できますか？	各市福祉事務所又は各県福祉事務所で入手できます。また、インターネットでも入手することが出来ます。 アドレス： https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/kaigohujyo/yoshiki2.html
15	指定申請書の書類の書き方はどうしたらよいのでしょうか？	P. 26の「生活保護法指定介護機関指定申請書の記載上の留意点」を参考に記載してください。
16	食費・居住費（滞在費）の基準はありますか？	生活保護受給者は「利用者負担第一段階」が適用されますので、介護保険法で規定する基準費用額を超えることはできません。
17	介護事業所の居室の種類がユニット型個室しかありません。この場合、生活保護の指定を受けることはできますか？	生活保護の指定を受けることはできます。 ただし、被保護者の利用に当たっては施設介護サービスと居宅介護サービスでは取扱いが異なります。 ①施設サービスは、負担限度額が発生する場合には、利用を認めておりません[一部例外があります]。 ②居宅サービスは、負担限度額を被保護者が自己負担をする場合には、滞在を認めています。
18	認知症対応型共同生活介護などの入居系サービスを提供する場合の家賃相当の入居利用料の基準はありますか？	被保護者の入居利用料については、最低限度の生活を保障という観点で、生活保護の住宅扶助の基準額を上限としています。この基準を超える場合には生活保護法の指定要件を満たさないことになります。
19	指定通知はいつ、どこに届くのですか？	指定の手続が完了した際（原則月末になります。）に、県社会福祉課から開設者宛て（事業所あてではありません。）に指定通知を郵送します。

「第2 指定を受けた後の届出事項」に関するよくある質問

1	変更届出書を出す場合と、指定申請書・廃止届出書を出す場合の手続の違いは何ですか？	◎変更届出書を出す場合 <ul style="list-style-type: none"> ・介護機関（主たる事務所）の名称（医療機関の規模変更含む）に変更があったとき ・介護機関（事業を行う事業所）の名称（医療機関の規模変更含む）に変更があったとき ・介護機関（主たる事務所）の所在地（住居表示、地番整理等による変更も含む）に変更があったとき ・介護機関（事業を行う事業所）の所在地（住居表示、地番整理等による変更も含む）に変更があったとき ・介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は
---	------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>名称に変更があったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所に変更があったとき <p>◎指定申請書・廃止届出書を出す場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護機関の開設者を変更（交代、個人⇔法人 等）したとき （吸収、対等合併による法人の消滅を含む。また、有限会社⇔株式会社の場合で単なる組織変更の場合は、法人格が同一のため廃止届出書は不要） ・介護機関の移転により、介護保険事業所番号に変更があったとき （医療機関（訪問看護ステーションも含む）の移転に伴う介護保険事業所番号の変更の際も、指定介護機関の廃止届出書の提出が必要） ・介護機関の移転により、指定する者（知事・市長）に変更があったとき （知事[さいたま市・川越市・越谷市・川口市以外]⇔市長[さいたま市⇔川越市⇔越谷市⇔川口市]） <p><u>※ただし、以上のような事由が平成26年7月1日以降に発生した際には、介護保険法上の指定も新規の取扱いとなり、生活保護法もみなし指定となるため、指定申請書は不要となります。</u></p>	
2	<p>介護機関の所在地が変更となりました。次の場合どのような手続きを行うのでしょうか？</p> <p>①同一市内の移転（例：戸田市→戸田市） ②他市町村への移転（例：春日部市→幸手市） ③政令市・中核市への移転（例：所沢市→川越市）</p>	<p>次の手続（書類の提出）が必要となります</p> <p>①戸田市に変更届出書の提出 ②春日部市に変更届出書の提出（変更前の所在地を所管する福祉事務所に提出） ③所沢市に廃止届出書の提出、川越市に新規の指定申請書の提出【指定する者が知事→市長となります】</p>
3	<p>医療機関の開設者に変更になった場合に、「指定医療機関」の廃止と併せて、廃止届出書は1枚の提出でよいですか？</p>	<p>指定介護機関と指定医療機関とでは手続きが異なりますので、それぞれ廃止届出書を提出してください。</p> <p>この場合、廃止届出書は「指定医療機関廃止届出書」と「指定介護機関廃止届出書」の2枚提出する必要があります。</p>
4	<p>開設者の住所や名称が変更となりました。この場合、届出の義務はありますか？</p>	<p>当初指定を行ったデータがそのままになってしまうことから、変更の事由に準じて変更届出書を提出してください。</p>
5	<p>開設者の代表者が変更となりました。この場合、届出は必要ですか？</p>	<p>開設者は法人として指定されているため、届出は不要です。</p>
6	<p>指定されているサービスの一部を廃止しました。この場合の手続はどのようにしますか？</p>	<p>廃止届書を提出してください。</p> <p>なお、一部のみを廃止したことが分かるように理由欄に廃止するサービスの種類を必ず記載してください。</p>

7	届出書に記載する日付はどのように記載するのでしょうか？	<p>①変更届出書、②休止・廃止届出書、③再開届出書、④処分届出書</p> <p>「<u>介護保険の届出書の日付</u>」に合わせて記載してください。</p> <p>⑤辞退届出書</p> <p>「<u>届出した日から 30 日以上経過した日付</u>」を設定して記載してください。</p>
---	-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「第3 介護扶助の内容」に関するよくある質問

1	被保護者の場合に介護保険との給付との違いはありますか？	<p>介護保険の対象となる介護サービスと、原則的には同範囲です。</p> <p>ただし、移送費や個室の利用に関しては生活保護での取り決めがあります。</p>
2	被保護者から介護サービス利用の申し出がありました。この場合、福祉事務所に連絡する必要はありますか？	<p>被保護者本人が福祉事務所に対して、介護サービス利用についての介護扶助の申請を行うことになります。</p> <p>〔※被保護者本人が福祉事務所に申請が出来ない場合には、〕</p> <p>居宅介護支援事業者等から連絡することも可能です。</p> <p>福祉事務所では、介護扶助の申請に基づいて、介護扶助の給付を決定し、介護券を発行します。</p>
3	居宅介護支援事業者ですが、被保護者から生活保護の指定を受けていない居宅介護事業者を利用したい旨の申し出がありました。この場合、介護サービスを提供できますか？	<p>介護サービスの提供を認めることはできません。</p> <p>なお、生活保護法の指定となっていない介護機関は、国保連による介護報酬の支払ができません。</p> <p>この場合は、介護事業者を変更する、もしくは（要件を満たしているならば）介護事業者に指定を受けていただく必要があります。</p> <p>なお、介護保険の被保険者について、被保護者が既に選択していた居宅介護支援事業者などが非指定介護機関であったときは、一部の場合を除き、居宅介護支援事業者などを変更する必要はありません。</p>
4	訪問介護事業者ですが、本人が作成したケアプラン（いわゆるセルフケアプラン）に基づき、介護サービスを提供できますか？	<p>生活保護では、居宅介護支援事業者が作成したケアプランに基づいて介護サービスを給付することになります。</p> <p>これは、ケアプラン作成についての専門的知識を持たない被保護者がケアプランを作成した場合、最低限度の補償の観点から適切でない内容のケアプランが作成されてしまう可能性が高いためです。</p> <p>この場合は、介護サービスを提供することはできません。</p>
5	居宅介護支援事業者ですが、被保護者から区分支給限度額を超えてサービスを希望がありました。この場合、区分限度額を超えたケアプラン作成をしてもよいですか？	<p>生活保護では、区分限度額で介護サービスを受けなければなりません。</p> <p>このため、区分支給限度額の範囲でケアプランは作成してください。</p>

6	施設介護事業者ですが、被保護者から個室の利用をしたい旨の申し出がありました。この場合、個室は利用できますか？	施設介護サービスは、負担限度額が発生する場合には、原則として利用を認めておりません。 ただし、既入所者が要保護状態になった場合等には、例外的に利用を認める場合があります。
7	ショートステイ事業者ですが、被保護者から個室の利用をしたい旨の申し出がありました。この場合、個室は利用できますか？	ショートステイは、負担限度額を被保護者が自己負担する場合には、滞在を認めています。 ただし、被保護者の生活実態から、負担できない場合が多いので、福祉事務所に確認の上、利用を開始するようお願いいたします。
8	地域密着型サービス事業者ですが、他市町村の被保護者から利用をしたい旨の申し出がありました。この場合、介護サービスを提供できますか？	介護保険において保険給付の対象となる場合に限られるため、原則として地域密着型サービスは、他市町村の被保険者は当該サービスを提供することはできません。 また、被保険者以外の者（介護扶助10割）についても、介護保険被保険者と同様に取り扱うため、当該サービスを提供することはできません。 ただし、被保険者、被保険者以外の者のどちらについても、住所地特例で利用できる場合があります。詳細については、各市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。
9	被保護者の福祉用具購入や住宅改修に当たって、注意することはありますか？	被保護者本人が福祉事務所に福祉用具購入・住宅改修の申請を行うこととなります。 〔※被保護者本人が福祉事務所に申請が出来ない場合には、 居宅介護支援事業者等から連絡することも可能です。〕 ①福祉用具販売 生活保護法による指定を受けた事業者に限定されます。 ②住宅改修 被保険者以外の者（介護扶助10割）の場合には、福祉事務所に被保険者と同様に事前確認を行うこととなります。
10	介護券が毎月発行されますが、留意すべき点がありますか？	介護券は、被保護者の生活状況を毎月確認した上で、発行しています。 そのため、「本人支払額」も変更となる場合がありますので、注意してください。
11	介護券等の被保護者に係る書類の保存期間はありますか？	福祉事務所の過誤申立等の消滅時効が5年であることから、指定介護機関介護担当規程により保存期間は5年間と定められています。そのため、少なくとも完結から5年間は保管するようお願いします。

「第4 介護報酬の請求手続」に関するよくある質問

1	介護券が来ない場合には、国保連への請求ができないのでしょうか？	介護報酬の請求は、毎月送付される介護券に基づき行うので、当月分の介護券がない場合には請求できません。 この場合には、福祉事務所に連絡してください。
---	---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

2	被保護者の食事・居住費（滞在費）の請求金額は決まっていますか？	被保護者は「利用者負担第1段階」が適用されます。介護保険の被保険者の場合、介護保険負担限度額認定証を確認の上、請求してください。被保険者以外の者（介護扶助10割）の場合、介護保険法の基準費用額以内の額で請求してください。
3	介護保険の被保険者である被保護者が「介護保険負担限度額認定証」を持っていないようですが、どのようにしたらよいですか？	被保護者であることをもって自動的に減額認定がされることはありません。 このため、被保護者本人が保険者に対して負担限度額認定申請を行う必要があります。 減額認定を受けた場合には、生活保護開始月の初日に遡り、利用者負担第1段階が適用されます。
4	介護扶助で給付対象となっているもののうち、国保連に請求しないで、福祉事務所に直接請求するものはどのようなものがありますか？	福祉事務所に直接請求するものは次のものです。 ①福祉事務所が多床室以外の利用を例外的に認めた場合の居住費（被保険者は負担限度額） ②被保険者以外の者のショートステイにおける特定入所者介護サービス費相当の食費・滞在費（負担限度額は本人負担）
5	福祉事務所に直接請求する際に、特別な様式はありますか？	様式は、福祉事務所に備え付けてあります。 なお、円滑な支払のため、請求書には国保連に提出した明細書を添付してください。
6	被保護者本人に請求をするものはどのようなものがありますか？	本人に請求するものは次のものです。 ①本人支払額（介護券に記載の額） ②ショートステイの食費のうち負担限度額(300円) ③ショートステイの滞在費のうち負担限度額 ④通所系サービスの食費 ⑤小規模多機能型居宅介護の宿泊費及び食費 ⑥日常生活に要する費用(サービスの提供と関係ない実費)
7	介護券に記載されている本人支払額の充当方法はどのようになりますか？	介護サービス費 → 食費・居住費（滞在費）の順で充当してください。 ①被保険者 介護サービス費の利用者負担限度額は15,000円です。15,000円を超えている額は、食費・居住費（滞在費）です。 ②被保険者以外の者（介護扶助10割） まずは介護サービス費に充当してください。

指定介護機関 指定申請書

この欄は記入しないでください。
令和5年 4月 1日

記入例

(あて先)
埼玉県知事

申請者(介護保険事業者の住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称))

住所 〒360-0037

熊谷市筑波〇-〇-〇

氏名 株式会社埼玉会 代表取締役 埼玉 太郎

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定
ので、次のとおり指定を申請します。

別紙の指定欠格事由に該当しないことを確認後、チェックをしてください。

事業所名称	ホームヘルプサービス コバトン									
事業所所在地	〒360-0041 熊谷市宮町〇-〇-〇									
介護保険事業者番号	1	1	7	0	0	0	0	0	0	0
管理者氏名	埼玉 太郎									
電話番号	048-xxxx-0000									

施設又は実施する事業の種類	申請事業	指定を希望する日	介護保険法指定日	施設又は実施する事業の種類		申請事業	指定を希望する日	介護保険法指定日	施設又は実施する事業の種類	申請事業	指定を希望する日	介護保険法指定日	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額(※1、※2の場合に記入)
				介護	予防								
訪問介護	○	R5.4.1	H26.4.1	訪問介護	○	R5.4.1	H26.4.1	訪問介護	○	R5.4.1	H26.4.1	※1 居住費(賃料)	
訪問入浴介護	○	R5.4.1	H26.4.1	訪問入浴介護	○	R5.4.1	H26.4.1	訪問入浴介護	○	R5.4.1	H26.4.1	※2 居室の種類	
訪問看護				訪問看護				訪問看護				〔 〕	
訪問リハビリテーション				訪問リハビリテーション				訪問リハビリテーション				居住費・滞在費	
居宅療養管理指導				居宅療養管理指導				居宅療養管理指導				円/日	
通所介護				通所介護				通所介護				食費	
通所リハビリテーション				通所リハビリテーション				通所リハビリテーション					
短期入所生活介護 ※2				短期入所生活介護 ※2				短期入所生活介護 ※2					
短期入所療養介護 ※2				短期入所療養介護 ※2				短期入所療養介護 ※2					
特定施設入居者生活介護 ※1				特定施設入居者生活介護 ※1				特定施設入居者生活介護 ※1					
福祉用具貸与				福祉用具貸与				福祉用具貸与					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				定期巡回・随時対応型訪問介護看護				定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護				夜間対応型訪問介護				夜間対応型訪問介護					
認知症対応型通所介護				認知症対応型通所介護				認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護				小規模多機能型居宅介護				小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護 ※1				認知症対応型共同生活介護 ※1				認知症対応型共同生活介護 ※1					
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1				地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1				地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1					
複合型サービス				複合型サービス				複合型サービス					
地域密着型介護老人福祉施設 ※2				地域密着型介護老人福祉施設 ※2				地域密着型介護老人福祉施設 ※2					
介護老人福祉施設 ※2				介護老人福祉施設 ※2				介護老人福祉施設 ※2					
介護老人保健施設 ※2				介護老人保健施設 ※2				介護老人保健施設 ※2					
介護療養型医療施設 ※2				介護療養型医療施設 ※2				介護療養型医療施設 ※2					
特定福祉用具販売				特定福祉用具販売				特定福祉用具販売					
特定介護予防福祉用具販売				特定介護予防福祉用具販売				特定介護予防福祉用具販売					
居宅介護支援				居宅介護支援				居宅介護支援					
介護予防支援				介護予防支援				介護予防支援					

福祉事務所(担当) 福祉事務所 ()

□必要な項目について、すべて記入されている。 □指定を希望する日は介護保険法指定日以降の日となっている。

指定介護機関指定申請書の記載上の留意点

チェック 1 介護保険法の指定介護機関の申請をしているか

介護保険法による指定介護機関（介護老人保健施設は許可）であることが要件となっています。このため、原則として、介護保険法指定後（又は申請書提出後）に申請してください。

チェック 2 新たに申請しようとする事業所が介護保険法による指定を受けたのは平成 26 年 7 月 1 日より前か。

平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定を受けた介護機関は、原則として生活保護法による指定についてもみなしで指定されます。このため、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定を受けた介護機関は、生活保護法による指定の申請は不要です。

ただし、介護保険法の指定を受けた後に、指定不要の申し出をした介護機関について、再度指定を受けようとする場合は申請が必要です。

チェック 3 指定申請書が介護事業者番号（10 桁）ごとになっているか。

同一の施設又は事業所であっても、**介護保険事業者番号（10 桁）が異なる場合は、別事業所扱いとなります。**

開設者が複数の事業所を持つ場合は、開設者が同一であっても事業所ごとに指定申請書を提出する必要があります。

チェック 4 「事業所名称」の欄は、介護保険法で指定された事業所名となっているか。

事業所の名称を省略せず、正式名称を記載してください。

開設者の名称（法人名等）ではありませんので、御留意ください。

チェック 5 「介護保険法指定日」が記載されているか。

みなし指定により指定を受けている場合は、みなし指定の年月日を記載してください。

・介護保険法施行法等でみなし指定があったもの：「12.4.1」又は「18.4.1」等

・医療機関〔（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）居宅療養管理指導〕：「12.4.1（医療機関のみなし指定）」又は「18.4.1（介護扶助指定済医療機関のみなし指定）」

チェック 6 「指定を希望する日」に記載があるか。

指定年月日は、介護保険法による指定日以降の日付になります。

チェック 7 「開設者」が法人の場合に、名称が正しいか。

開設者は、医療機関以外は必ず法人となります。管理者等の個人の住所、氏名が記載されていないか確認してください。

住所は介護機関の施設所在地でなく、法人の主たる事務所の所在地となります。

チェック 8 実施する事業の種類欄が下記の場合に、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

入居に係る利用料は「住宅扶助により入居できる額」であることが、生活保護法指定介護機関としての指定要件となっています。

◎ 住宅扶助により入居できる額（単身の場合・令和2年7月1日現在）

～～この金額は毎年変動しますので、最新の金額を御確認ください～～

級 地	住宅扶助基準額	特別基準額（1.3倍）
1級地	47,700円	62,000円
2級地	43,000円	56,000円
3級地	37,000円	48,000円

※特別基準の設定は、被保護者の入所に際し、やむを得ないと認められるものに限定されます。

このため、「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄には、「入居に係る利用料」を必ず記載してください。

なお、パンフレット等が添付されていれば、「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄に記載は不要です。

チェック9 実施する事業の種類欄が下記の場合に、居住費・滞在費及び食費が基準を満たしているか。

居住費・滞在費及び食費は、介護保険法で規定する「利用者負担第1段階」の「基準費用額」を超える提供はできないこととなっています。

地域密着型介護老人福祉施設・介護老人福祉施設・介護福祉老人保健施設・介護療養型医療施設
 （全床個室等の場合も指定は行えますが、生活保護受給者の利用は、利用者負担（負担限度額）が生じる場合には、例外的対応を除き、原則認められません。）

短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護

【参考：利用者第1段階の基準費用額〔負担限度額・特定入所者介護サービス費〕】

項 目	区 分	基 準 費用額 (範囲内義務)	負 担 限度額	特定入所者 介護サービス費 〔補足給付〕
食 費		1,445	300	1,145
居住費 (滞在費)	多床室(特養・地域密着型特養)	855	0	855
	〃 (老健・療養型)	377	0	377
	従来型個室(特養・地域密着型特養)	1,171	320	851
	〃 (老健・療養型)	1,668	490	1,178
	ユニット型準個室	1,668	490	1,178
	ユニット型個室	2,006	820	1,186

変更届出書記入例

指定介護機関 変更届出書

(あて先)

埼玉県知事

年 月 日

この欄は空欄としてください。

申請者 (介護保険事業者の住所、氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称))

住所 〒360-0037

熊谷市筑波〇-〇-〇

氏名 株式会社コバトンサービス 代表取締役 埼玉 花子

(担当者: 埼玉 太郎 電話番号: 048-0000-XXXX)

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

事業所名		介護保険事業者番号											
事業所名		事業所名											
事業所	ホームヘルプサービスコバトン	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
事業所名称	変更になった項目のみ記入してください。	変更後の郵便番号は必ず記入してください。											
事業所所在地	熊谷市宮町〇-〇-〇	〒360-0037 熊谷市筑波〇-〇-〇											
介護事業者名称													
介護事業者住所		〒											
その他 (管理者)	埼玉 太郎	浦和 二郎											
変更年月日	令和2年 4月 1日												

※変更前、変更後の欄は変更した項目のみ記入してください。

指定介護機関廃止届出書

廃止届出書記入例

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

指定介護機関 開設者

住 所 〒360-0037

熊谷市筑波〇-〇-〇

開設者名 株式会社コバトンサービス

代表取締役 埼玉 花子

電話 048-〇〇〇-×××

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による下記の指定介護機関について、廃止しましたので届け出ます。

介護機関名称	ホームヘルプサービスコバトン									
介護保険事業者番号	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
廃止年月日	令和 2 年 4 月 1 日									
廃止理由	<p>1. 開設者変更（個人⇔法人、親⇒子 等） <small>介護保険法の廃止日に合わせてください。</small></p> <p>2. 移転（埼玉県管轄地域⇒さいたま市、川越市、越谷市、川口市、他都道府県）</p> <p>3. サービスの一部廃止 <small>指定を受けているサービスの一部のみ廃止した場合は、廃止するサービスの種類を必ず記載してください。</small> （廃止したサービス名：居宅介護支援）</p> <p>4. その他（理由を記入してください）</p>									
委託患者等の措置状況	熊谷市の被保険者2名については、彩の国居宅介護支援事業所に、居宅介護支援計画の作成をお願いした。									

指定介護機関休止届出書

休止届出書記入例

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

指定介護機関 開設者

住 所 〒360-0037

熊谷市筑波〇-〇-〇

開設者名 株式会社コバトンサービス

代表取締役社長 埼玉 花子

電 話 048-〇〇〇-×××

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による下記の指定介護機関について、休止しましたので届け出ます。

介護機関名称	ホームヘルプサービスコバトン									
介護保険事業者番号	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
休止年月日	令和 2 年 4 月 1 日									
委託患者等の措置状況	現在委託を受けている利用者はいません。									

2 介護券から施設サービス等介護給付費明細書への転記例

介護保険の被保険者で、令和××年9月1日から介護老人福祉施設（多床室）に入所し、9月12日保護開始。本人支払額が2万円である場合の例。
 （特定入所者介護サービス費の費用限度額は、保護決定日の属する月の初日から適用）

毎月異なるので注意して転記してください

生活保護法介護券（××年9月分）

生活保護対象期間は19日

公費負担者番号	1 2 1 1 9 9 9 9	有効期間	12日から 30日まで	
受給者番号	0 1 0 1 1 9 6	単独・併用別	単 独 ・ 併 用	
保険者番号	1 1 3 0 1 9	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 3 1 4	
(フリガナ) 氏 名	サイタマ イチロウ 埼玉 一郎	生年月日	1. 明・2. 大・③. 昭 10年 9月 2日生 ①. 男 2. 女	
要介護状態等区分	基本チェックリスト該当・要支援 1・2・要介護 1・2・③・4・5			
認定有効期間	令和××年 2月 1日から		令和××年 1月 31日まで	
居 住 地	〇〇市〇〇4-5-67			
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号 1 1 7 1 3 9 9 9 9 9 特別養護老人ホーム 彩の国			
居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護		居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	<input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 第一号訪問事業 <input type="checkbox"/> 第一号通所事業 <input type="checkbox"/> 第一号生活支援事業
			施 設 介 護	<input checked="" type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設
			居 宅 介 護 支 援 介 護 予 防 支 援 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援 <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント
			本人支払額	20,000円

介護サービス費 15,000円
 食費 5,000円で充当する

地区担当員名	福祉 一郎	取扱担当者名	彩 福男
			〇〇市福祉事務所長 印
備 考	介 護 保 険		あり なし
	そ の 他		

県福祉事務所が発行している生活保護の介護券は連名様式です

生活保護法 連名介護券 (令和XX年XX月分)

指定介護機関名 ○○○○○○ホームヘルプサービス
(事業者番号 1199999999)

埼玉県○○福祉事務所長
(公費負担者番号 12110999)

参考

印

受給者番号	氏名(性別) 生年月日	居住地	保険番号 被保険者番号	要介護状態等区分 認定有効期間	有効期間 単独・併用別	介護サービス種類 (指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名) (事業者番号)	本人支払額	地区担当者名 取扱担当者名	備考
1234567	○○○○○○○○○○() 昭和99年12月31日生	○○郡○○町○○○○ 1-2-345	111234 H031234567	要介護1 XX.11.01~ XX.10.31	1日から31日まで 単独	訪問介護 ○○○町居宅介護支援事業所 ○○○○○○○○○○ (1171300999)	9,999	○○○○ ○○○○	介護保険 : 無 その他 : 無 ()
234567	○○○○○○○○○○() 昭和99年12月31日生	○○郡○○町○○○○ 3-4-56	2223456 9934567890	経過的要介護 XX.11.01~ XX.10.31	1日から31日まで 併用	訪問介護 ○○○町居宅介護支援事業所 ○○○○○○○○○○ (1171300999)	---	○○○○ ○○○○	介護保険 : 無 その他 : 無 ()
345678	○○○○○○○○○○() 昭和99年12月31日生	○○郡○○町○○○○ 4-5-678	3334567 9945678901	要支援1 XX.4.01~ XX.3.31	1日から31日まで 併用	介護予防訪問介護 ○○○町地域包括支援センター (1100099999)	---	○○○○ ○○○○	介護保険 : 無 その他 : 無 ()
456789	○○○○○○○○○○() 昭和99年12月31日生	○○郡○○町○○○○ 5-6789	4445678 H033456789	要介護3 XX.11.01~ XX.10.31	1日から31日まで 単独	訪問介護 ○○○町居宅介護支援事業所 ○○○○○○○○○○	---	○○○○ ○○○○	介護保険 : 無 その他 : 無 ()

◎1枚で最大5人分が記載できる「連名介護券」です。
◎サービス提供年月ごとに発行されます。
◎記載されている被保護者が、利用していない場合には、発行した県福祉事務所まで御連絡ください。

施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書
(介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

公費負担者番号	1	2	1	1	9	9	9	9
公費受給者番号	0	1	0	1	1	9	6	

令和	×	×	年	0	9	月	分
保険者番号	1	1	3	0	1	9	

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	1	3	1	4	
	(フリガナ)	サイタマ イチロウ										
	氏名	埼玉 一郎										
	生年月日	1.明治	2.大正	3.昭和	性別	① 男 2. 女						
		1	0	年		0	9	月	0	2	日	
	要介護状態区分	要支援・1 ②・3・4・5				旧措置入所者特例	1. 無 2. 有					
認定有効期間	令和	×	×	年	0	2	月	0	1	日	から	
	令和	×	×	年	0	1	月	3	1	日	まで	

Hで始まる場合は生活保護単独

請求事業者	事業所番号	1	1	7	1	3	9	9	9	9	
	事業所名称	特別養護老人ホーム 彩の国									
	所在地	〒○○○-○○○○ 北足立郡伊奈町××1-2-3									
	連絡先	電話番号 ○○○-○○-○○○○									

入所年月日	令和	×	×	年	0	9	月	0	1	日	退所年月日	令和	年	月	日	入所実日数	3	0	外泊日数	
退所後の状況																				

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
福祉施設Ⅱ4	5 1 1 1 4 5	8 7 1 3 0	2 6 1 3 0	1 9	1 6 5 4 9		
福祉施設初期加算	5 1 6 4 0 0	3 0 3 0	9 0 0	1 9	5 7 0		
福祉施設管理栄養士配置加算	5 1 6 2 7 1	1 2 3 0	3 6 0	1 9	2 2 8		
福祉施設栄養マネジメント加算	5 1 6 2 7 3	1 2 3 0	3 6 0	1 9	2 2 8		
合計				2 7 7 5 0	1 7 5 7 5		

区分	保険分	公費分
①単位数合計	2 7 7 5 0	1 7 5 7 5
②単位数単価	1 0 0 0 円/単位	
③給付率	9 0 /100	1 0 0 /100
④請求額 (円)	2 4 9 7 5 0	2 5 7 5
⑤利用者負担額 (円)	1 0 1 7 5	1 5 0 0 0

生活保護受給者のうち被保険者(介護保険併用)は、利用者負担額の上限額が15,000円となっています。介護券に記載された本人支払額が15,000円を超えている場合でも、この欄には15,000円と記載します。

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額	
福祉施設食費	5 9 5 1 1 1	1 4 4 5	3 0 0	3 0	4 3 3 5 0	3 4 3 5 0	1 9	5 7 0 0	3 3 0 0	
福祉施設多床室	5 9 5 1 2 4	8 5 5	0 3 0		2 5 6 5 0	2 5 6 5 0	0	0	0	
合計					6 9 0 0 0			5 7 0 0	3 3 0 0	
保険者分請求額(円)						6 0 0 0 0	公費分請求額	7 0 0	公費分本人負担月額	5 0 0 0

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	受領すべき利用者負担の総額(円)	軽減額(円)	軽減後利用者負担額(円)	備考
51	施設介護サービス費				
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				

介護券本人支払額 - 施設介護費 = 特定入所者介護サービス費 - 公費分合計 - 公費分請求額
 20,000円 - 15,000円 = 5,000円 = 5,700円 - 700円

1 枚中 1 枚目

様式第 1 号

番 号
日 付

〇〇（指定居宅介護支援事業者） 殿

〇〇福祉事務所長

被保護者異動連絡表の送付について

別紙「被保護者異動連絡表」に掲げる方は、生活保護法による介護扶助を受給中または申請中の方で貴事業所に居宅サービス計画の作成を依頼中または依頼される予定の方です。

これらの方の居宅サービス計画作成に当たっては、生活保護法の趣旨並びに介護扶助の介護の方針及び介護の報酬を踏まえて作成いただくとともに、毎月の居宅サービス計画を作成したとき及び月中途で変更したときには、その都度、居宅サービス計画の写しを当福祉事務所あて送付いただきますようお願いいたします。

なお、当福祉事務所が貴事業所から居宅サービス計画の写しの交付を受けることについては、別添のとおり本人の同意を得ております。

被保護者異動連絡票

〇〇福祉事務所

氏名	年齢	住所	被保険者番号	新規、継続の別	中止事由の異動内容※	異動年月日	備考
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		

(注) ※欄の中止事由について該当する方については、今後居宅サービス計画の写しの送付は不要です。

様式第2号

同 意 書

介護扶助の決定に必要があるときは、私が居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者に対し、私の居宅サービス計画の内容に関する報告を求めることに同意します。

年 月 日

住所
氏名

〇〇福祉事務所長 様

様式第3号

同 意 書

生活保護法による介護扶助の申請・受給に必要なため、私の居宅サービス計画の写しを〇〇福祉事務所長に対し交付することに同意します。

年 月 日

住所
氏名

(印)

〇〇 (指定居宅介護支援事業者) 様

m

4 住宅扶助基準額 (令和5年4月1日現在)

～金額及び級地区分は変動しますので、最新のものを御確認ください～

級地	住宅扶助基準額	特別基準額
1級地	47,700円	62,000円
2級地	43,000円	56,000円
3級地	37,000円	48,000円

級地区分 (埼玉県内)

区分	市名	町村名
1級地-1 (2市)	川口市 さいたま市	
1級地-2 (6市)	所沢市 朝霞市 蕨市 和光市 戸田市 新座市	
2級地-1 (14市1町)	川越市 狭山市 越谷市 桶川市 三郷市 熊谷市 上尾市 入間市 八潮市 ふじみ野市 春日部市 草加市 志木市 富士見市	三芳町
3級地-1 (18市9町)	行田市 加須市 羽生市 久喜市 坂戸市 日高市 秩父市 本庄市 鴻巣市 北本市 幸手市 吉川市 飯能市 東松山市 深谷市 蓮田市 鶴ヶ島市 白岡市	伊奈町 嵐山町 宮代町 毛呂山町 小川町 杉戸町 越生町 鳩山町 松伏町
3級地-2 (12町1村)		滑川町 ときがわ町 長瀨町 美里町 寄居町 川島町 横瀬町 小鹿野町 神川町 吉見町 皆野町 東秩父村 上里町

※ 生活保護法指定介護機関（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）の指定対象となる家賃相当の利用料は、原則、住宅扶助基準額を適用しています。

ただし、被保護者の入所に際して、福祉事務所が真にやむを得ないと認めるものについては、特別基準額（住宅扶助基準額の1.3倍額）の範囲内で入居可能な場合に適用します。

5 埼玉県内の福祉事務所一覧（市福祉事務所及び県福祉事務所）

令和5年9月現在

市 福 祉 事 務 所		
市 名	所 在 地	電 話 番 号
熊谷市	熊谷市宮町 2-47-1	048(524)1111
行田市	行田市本丸 2-5	048(556)1111
秩父市	秩父市熊木町 8-15	0494(22)2211
所沢市	所沢市並木 1-1-1	04(2998)9201
飯能市	飯能市双柳 1-1	042(973)2111
加須市	加須市三俣 2-1-1	0480(62)1111
本庄市	本庄市本庄 3-5-3	0495(25)1111
東松山市	東松山市松葉町 1-1-58	0493(23)2221
春日部市	春日部市中央 6-2	048(736)1111
狭山市	狭山市入間川 1-23-5	04(2953)1111
羽生市	羽生市東 6-15	048(561)1121
鴻巣市	鴻巣市中央 1-1	048(541)1321
深谷市	深谷市仲町 11-1	048(571)1211
上尾市	上尾市本町 3-1-1	048(775)5111
草加市	草加市高砂 1-7-36 NTT ビル 1 階	048(922)1245
蕨市	蕨市中央 5-14-15	048(432)3200
戸田市	戸田市上戸田 1-18-1	048(441)1800
入間市	入間市豊岡 1-16-1	04(2964)1111
朝霞市	朝霞市本町 1-1-1	048(463)1111
志木市	志木市中宗岡 1-1-1	048(473)1111
和光市	和光市広沢 1-5	048(464)1111
新座市	新座市野火止 1-1-1	048(477)1111
桶川市	桶川市泉 1-3-28	048(786)3211
久喜市	久喜市下早見 85-3	0480(22)1111
北本市	北本市本町 1-111	048(591)1111
八潮市	八潮市中央 1-2-1	048(996)2111
富士見市	富士見市鶴馬 1800-1	049(251)2711
三郷市	三郷市花和田 648-1	048(953)1111
蓮田市	蓮田市黒浜 2799-1	048(768)3111
坂戸市	坂戸市千代田 1-1-1	049(283)1331
幸手市	幸手市天神島 1030-1	0480(42)8435
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市三ツ木 16-1	049(271)1111
日高市	日高市南平沢 1020	042(989)2111
吉川市	吉川市きよみ野 1-1	048(982)5111
ふじみ野市	ふじみ野市福岡 1-1-1	049(261)2611
白岡市	白岡市千駄野 432	0480(92)1111

県福祉事務所（下段は所管町村名）		
名称	所 在 地	電 話 番 号
東部中央	春日部市大沼 1-76	048(737)2132
	伊奈町（北足立郡）・松伏町・杉戸町（北葛飾郡） 宮代町（南埼玉郡）	
西部	坂戸市石井 2327-1	049(283)6780
	毛呂山町・越生町・三芳町（入間郡） 滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町 ときがわ町・鳩山町（比企郡）東秩父村（秩父郡）	
北部	本庄市前原 1-8-12	0495(22)0101
美里町	神川町・上里町（児玉郡）寄居町（大里郡）	
秩 父	秩父市桜木町 8-18	0494(22)6228
	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町（秩父郡）	

さいたま市（政令市）の福祉事務所		
西	西区西大宮 3-4-2	048(620)2654
北	北区宮原町 1-852-1	048(669)6054
大宮	大宮区吉敷町 1-124-1	048(646)3054
見沼	見沼区堀崎町 12-36	048(681)6054
中央	中央区下落合 5-7-10	048(840)6054
桜	桜区道場 4-3-1	048(856)6164
浦和	浦和区常盤 6-4-4	048(829)6124
南	南区別所 7-20-1	048(844)7164
緑	緑区中尾 975-1	048(712)1164
岩槻	岩槻区本町 3-2-5	048(790)0156

川越市（中核市）の福祉事務所		
川越市	川越市元町 1-3-1	049(224)8811

越谷市（中核市）の福祉事務所		
越谷市	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048(964)2111

川口市（中核市）の福祉事務所		
川口市	川口市青木 2-1-1	048(258)1110

6 生活保護法（抄）

制定：昭和25年5月4日 法律第144号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（介護扶助）

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第105条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 九 移送

2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人

福祉施設入所者生活介護、同条第 27 項 に規定する介護福祉施設サービス及び同条第 28 項 に規定する介護保健施設サービスをいう。

- 5 第 1 項第 5 号に規定する介護予防とは、介護保険法第 8 条の 2 第 2 項 に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第 3 項 に規定する介護予防訪問看護、同条第 4 項 に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第 5 項 に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第 6 項 に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第 7 項 に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第 8 項 に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第 9 項 に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第 10 項 に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第 13 項 に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第 14 項 に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第 15 項 に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう
- 6 第 1 項第 5 号及び第 8 号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項 に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第 8 条の 2 第 16 項 の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。
- 7 第 1 項第 8 号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号 イ に規定する第 1 号 訪問事業、同号 ロに規定する第 1 号 通所事業及び同号 ハに規定する第 1 号 生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

(実施機関)

第 19 条 (略)

- 3 第 30 条第 1 項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第 34 条の 2 第 2 項の規定により被保護者に対する介護扶助(施設介護(第 15 条の 2 第 4 項に規定する施設介護をいう。以下同じ。))に限る。)を介護老人福祉施設(介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

(生活扶助の方法)

第 31 条 (略)

- 3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。
- 4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第 8 条第 22 項 に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設(同条第 28 項 に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)であつて第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けたもの(同条第 2 項本文の規定により同条第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設の管理者に対して交付することができる。

(介護扶助の方法)

- 第 34 条の 2 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。
- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護(第 15 条の 2 第 2 項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)、福祉用具の給付、施設介護、介護予防(同条第 5 項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援(同条第 7 項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第 54 条の 2 第 1 項において同じ。)の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及び

その事業として居宅介護支援計画（第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）をいう。以下同じ。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

（指定医療機関の義務）

- 第50条** 第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

- 第50条の2** 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

- 第51条** 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。
 - 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - 五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（診療方針及び診療報酬）

- 第52条** 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保健の診療方針及び診療報酬の例による。
- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当とし

ないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

- 第 53 条** 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。
- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第 1 項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
 - 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
 - 5 第 1 項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第 54 条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(介護機関の指定等)

- 第 54 条の 2** 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。
- 2 介護機関について、別表第 2 の第 1 欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
 - 3 前項の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされた別表第 2 の第 1 欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第 3 欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
 - 4 第 2 項の規定により第 1 項の規定を受けたものとみなされた別表第 2 の第 1 欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第 4 欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
 - 5 第 49 条の 2（第 2 項第 1 号を除く。）の規定は、第 1 項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第 50 条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第 50 条及び第 50 条の 2 中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第 2 項、第 52 条第 1 項及び第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法 に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第 4 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第 1 項中「指定医療機

関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 第49条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第1号、第8号及び第10号を除く。）、第52条から前条までの規定は、第1項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第2号から第7号まで及び第9号、第52条第1項並びに第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

生活保護法施行令（抄） 「政令」

制定：昭和25年5月20日 政令第148号

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第54条の2第5項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第50条	の医療	の介護
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号	第49条の2第2項第2号又は第3号
第51条第2項第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第5号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第51条第2項第9号及び第10号	医療に	介護に
第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬の額	介護の報酬の額
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第54条第1項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

生活保護法施行規則（抄）

制定：昭和25年5月20日 厚生省令第21号

（指定の申請）

第10条の6 法第54条の2第5項において準用する第49条の2第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が、介護保険法第42条の2第1項若しくは第48条第1項第1号の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 四 誓約事項
- 五 その他必要な事項

2 法第54条の2第4項において準用する第49条の2第4項において準用する同条第1項又は法第54条の2第6項において準用する同条第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類
- 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項、第58条第1項若しくは第115条の45の3第1項の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約事項

七 その他必要な事項

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

第10条の7 法第54条の2第2項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

- 一 介護機関の名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
- 三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類
- 四 法第54条の2第2項本文に係る指定を不要とする旨

(保護の実施機関の意見聴取)

第11条 法第49条、第54条の2第1項若しくは第55条第1項又は第49条の3第1項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たっては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第10条第2項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第10条の6第2項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(同条第1号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2（法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者等を含む。）又は薬局にあつては第10条第2項各号（第8号を除く。）に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第10条の6第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項（次頁第1号において「届出事項」という。）とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

- 3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。
- 4 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項若しくは第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項若しくは第2項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条又は第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更等の告示）

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の2（第2号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

（指定の辞退）

- 第15条 法第51条第1項（法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。
- 2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第79条第1項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第10条第1項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（第3号及び第4号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

（情報の提供の求め）

第16条の2 都道府県知事は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、法第49条の指定、法第49条の3第1項の指定の更新又は法第51条第2項の指定の取消し若しくは効力の停止を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

7 指定介護機関介護担当規程

制定：平成12年3月31日 厚生省告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介

護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認められたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

8 生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

〔制定：平成12年4月19日 厚生省告示第214号〕
〔改正：令和2年10月1日 厚生労働省告示第302号〕

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する規準（平成30年厚生労働省令第5号）第1

- 4条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 8 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 9 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 10 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 11 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者支援サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

生活保護法指定介護機関の手引

令和5年10月発行

編集・発行 埼玉県福祉部社会福祉課
医療保護・生活困窮者支援担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3282 (直通)

FAX 048-830-4782

E-mail a3270-01@pref.saitama.lg.jp